

**公益財団法人日本特産農産物協会  
評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）の定款第17条第3項の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第27条に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて以下「役員等」という。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この協会を勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 協会は、役員等の職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。
  - 2 常勤役員の報酬は月額とし、その額は別表第1「常勤役員の報酬月額」のとおりとする。
  - 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができるものとし、その額は別表第2「常勤役員の退職手当の支給基準」のとおりとする。
  - 4 非常勤役員（理事長）の報酬は日額とし、その額は日額25,000円とする。
  - 5 評議員及び非常勤役員（理事長を除く。）には、評議員会及び理事会への出席等に対して、報酬を支払うことができる。その額は、1日当たり10,000円以内とする。

(報酬の支給方法)

- 第4条 常勤役員及び非常勤役員（理事長）の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
  - 2 評議員及び非常勤役員（理事長を除く。）への報酬は、評議員会及び理事会出席等、必要な都度、支払うものとする。

(費用)

第5条 協会は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等には、その職務の実態に応じ、費用を支給する。

(公表)

第6条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本特産農産物協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成27年6月19日から施行する。

別表第1 「常勤役員の報酬月額」

原則として月額600,000円とし、その常勤役員の出勤日数及び業績を考慮して増額又は減額することができる。ただし、この場合にあっても月額700,000円を限度とする。

別表第2 「常勤役員の退職手当支給基準」

第1 退職時の報酬月額×在職年数×支給割合

第2 支給割合

- (1) 在職期間1年以上5年未満の者は、1年につき100分の100
- (2) 在職期間5年以上の者は、1年につき100分の110